

公共施設等の照明設備LED化業務委託 ～ 受託事業者の選定方法 ～

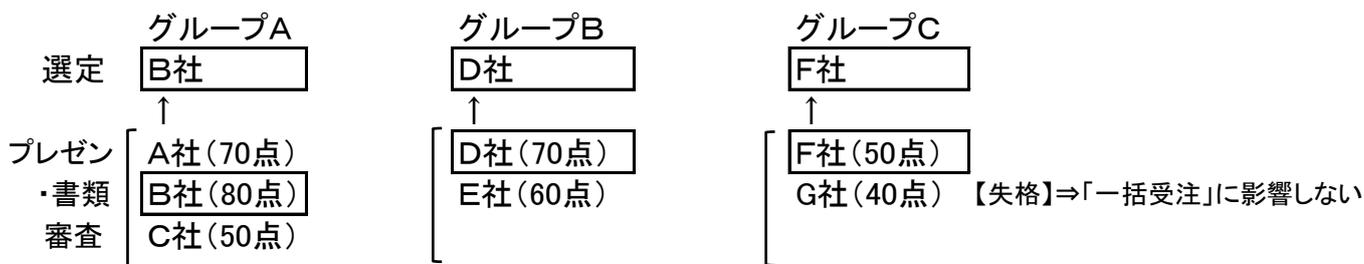
【選定の方法】

一次審査として、まず「分割受注」の各グループの応募者を選定委員会で審査し、A、B、Cの各グループの最優良事業者を選定します。次に、「一括受注」の応募者を審査し、最優良事業者を選定します。

最終審査として、「分割受注」の3者の最優良事業者と「一括受注」の最優良事業者とを比較審査し、より良いと判断した事業者を本委託の受託予定者とします。

「分割発注」で、応募のないグループがあった場合、又はグループの最優良事業者が失格又は辞退し、次点の選定業者がない場合などは、「分割受注」の審査は実施しません。

① 【一次審査「分割受注」】各グループの応募者を選定

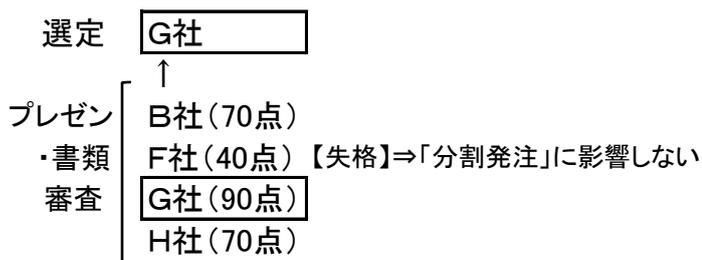


⇒応募のないグループがあった場合、「分割受注」の審査は実施しません。

⇒グループの選定業者が失格及び辞退した場合は、次点の選定業者が繰り上げ選定します。

次点の選定業者がない場合、「分割受注」の審査は実施しません。

② 【一次審査「一括受注」】応募者を選定



③ 【最終審査】①と②を比較審査して、受託予定者を選定

